

名古屋港管理組合入札心得（物品の製造等）

（趣旨）

第1条 名古屋港管理組合総務部会計課が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、業務の委託等の契約に係る競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項は次のとおりである。

（仕様書等）

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面、現場及び添付書類を熟覧の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、契約担当者（名古屋港管理組合総務部会計課用度係の職員をいう。以下同じ。）に説明を求めることができる。

（入札保証金）

第3条 入札参加者は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付し、又は入札保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、名古屋港管理組合財務規則（昭和39年名古屋港管理組合規則第7号。以下「財務規則」という。）第136条第1項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

2 入札参加者は前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の免除を受けた者に対しては契約締結後）に、落札者以外の入札者に対しては入札終了後に返還する。

4 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできない。

（入札の方法）

第4条 入札参加者は、入札書を提出する際、あらかじめ指示した様式及び内容による入札書を提出しなければならない。

（入札書の提出）

第5条 入札書は、入札書受領期限までに提出しなければならない。

（入札の辞退）

第6条 指名を受けた者は、自己の入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

（1）入札執行前にあつては、入札を辞退するための届出を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札書受領期限までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、辞退する旨を明記した入札書を入札を執行する者に提出する。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等において不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第8条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し二つ以上の意思表示をした入札
- (6) 記名及び押印の無い入札
- (7) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (8) 入札書の首標金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (9) その他入札に関する条件又はあらかじめ指示した事項等に違反した入札

(落札者の決定)

第10条 落札者の決定方法は次のとおりとする。

- (1) 買入れ、借入れ等、本組合の支出の原因となる契約にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により最低制限価格を定めた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格）をもって入札した者
- (2) 売払い、貸付け等、本組合の収入の原因となる契約にあっては、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札した者

(再度入札)

第11条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札が無いとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札が無いとき）は、直ちに再度の入札を行う。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、く

じで落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札に関係のない職員にくじを引かせることとする。

(契約保証金)

第13条 落札者は、契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、財務規則第155条第1項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

- 2 落札者は、前項ただし書の場合において、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された理由が本組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該履行保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

- 3 契約保証金に代わる担保として銀行等又は保証事業会社の保証を提供するときは、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

- 4 契約保証金は、契約履行の確認又は検査に合格した後に返還する。

- 5 契約保証金を納付した者は、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできない。

(契約書の作成)

第14条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く。)に契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者に提出しなければならない。ただし、本組合において必要があるときは、その期間を延長することがある。

- 2 落札者が前項に違反して契約書を提出しないときは、当該落札はその効力を失う。

(異議の申立て)

第15条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(電子入札)

第16条 電子入札システムを利用した入札を行う場合の取扱いは、名古屋港管理組合物品等電子調達実施要領の規定を優先するものとする。

(その他)

第17条 入札に参加しようとする者は、入札心得によるほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び財務規則を熟知し、入札しなければならない。